

新潟・浦廻遺跡
うらまわり

- 1 所在地 新潟県白根市大字戸頭字浦廻
- 2 調査期間 二〇〇二年(平14)五月～一〇月
- 3 発掘機関 (財)新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 4 調査担当者 本間克成
- 5 遺跡の種類 遺物散布地
- 6 遺跡の年代 中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(新津)

浦廻遺跡は、国道八号白根バイパスにかかる試掘調査(本誌第二四号)で発見された遺跡である。信濃川の支流である中之口川が形成した自然堤防とその後背湿地の接点に位置し、標高はマイナス一・〇mを測る。付近にはほぼ同時期の馬場屋敷遺跡が所在する。中世荘園青海荘の遺称地で、その北端近くに位置していたと推測される。

今回の調査は、試掘調査

を受けて実施した本調査にあたる。検出した遺構は、大型の土坑三基と畝状遺構二区画で、柱穴や建物・溝などの人工的な構築物はみられない。遺物も大半が木製品であり、漆器類・曲物・下駄・草履芯・扇の他に、陽物形・刀形などの祭祀具がある。土器は底板のない柄杓とともに、その底として転用されたような土師質土器一点だけである。他に、頭頂骨二点をはじめとする人骨数体分と獣骨が出土している。獣骨は大半が犬であり、一点のみ鳥の可能性が指摘されている。こちらは整然と骨が原状を保った状態で検出されている。これに対し、人骨は壮年男子二体分と性別不詳の六・七歳小児という三体分が明らかとなっている。人骨の中には、鋭利な刃物で切り付けられて治癒の形跡もなく、受傷後まもなく死亡した傷跡を残すものや、犬などの鳥獣によって骨端部の軟骨がけがられた痕跡を残すものなどがある。全体的には死亡時の原状を保たず、解剖学的に正常な位置関係を保っていないのが特徴である。

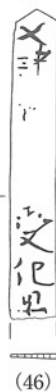
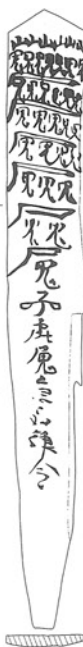
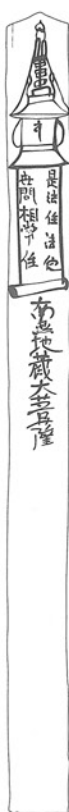
木簡は、遺物包含層にあたるⅧ層の灰色粘質シルトと砂の互層から六六点出土した。この他に墨痕はないが形状から塔婆や木簡であることが明白なものが四二点あり、これら計一〇八点は一連の遺物と考えられる。地形が南に向って緩やかに傾斜することも関係してか、木簡の出土は調査区内の南側に集中する。年代は、元応二年(一二三〇)の年紀を記す木簡が出土しており、包含層の付近に含まれる木材で行なったC¹⁴(放射性炭素)年代測定の結果(一二八〇年

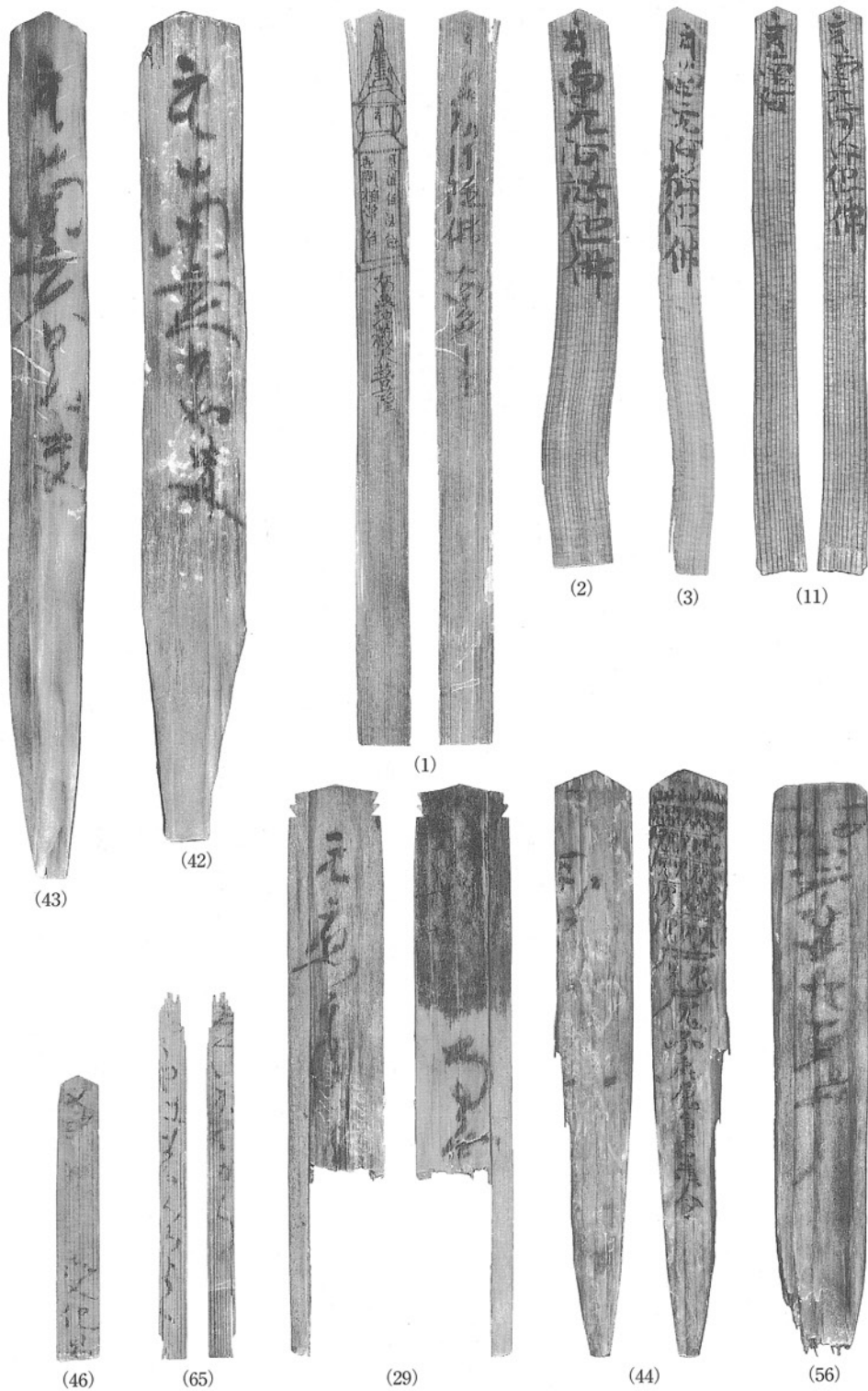
一三二〇年)もこれとほぼ一致したことなどから、一三世紀後半から一四世紀前半の鎌倉時代末期から南北朝期の遺跡であることはほぼ間違いない。木簡の書体も鎌倉時代末期の典型的なものという指摘を矢田俊文氏から得ている。文字のない木簡の中には一点だけ荷札状の形状のものがある。試掘調査で出土した木簡については、立地などを考慮して流され漂着した可能性を指摘したが、(1)~(11)が廃棄されたままの束になった状態で出土し、水の影響を想定できず、二断片が接合した(29)は断簡どうしが2mも離れていないことから、原位置を保っていると考えられ、前述の可能性を訂正しておきたい。なお、(12) (38) (45) (57)は試掘調査で出土した木簡で、既報告のものであるが、整理の都合上再掲した。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・〔^(バン)南無阿弥陀仏 南無十王 〕
・〔(多宝塔の絵)^(バン)是法住法位 南無地藏大菩薩
世間相常位
(多宝塔の絵内にあり) 233×18×2 061〕
(2) 〔^(バン)南无阿弥他仏 〕 179×21×2 061
(3) 〔^(バン)南无阿弥他仏 〕 179×17×2 061
(4) 〔^(バン)南无阿弥他仏 〕 187×17×2 061

- (5) 〔^(バン)南无阿弥他仏 〕 189×17×2 061
(6) 〔^(バン)南无阿弥他仏 〕 176×15×4 061
(7) 〔^(バン)南無阿弥他仏 〕 172×16×2 061
(8) 〔^(バン)南无阿弥他仏 〕 173×15×2 061
(9) 〔^(バン)南无阿弥他仏 〕 169×13×2 061
(10) 〔^(バン)南无阿弥他仏 〕 178×13×2 061
(11) 〔^(バン)南无阿弥他仏 〕 179×15×3 061
(12) 〔^(バン)南无阿弥他仏 〕 261×30×3 061
(13) 〔^(バン)南無阿弥陀仏 〕 240×24×5 061
(14) 〔^(バン)南 〕 300×13×3 061
(15) 〔^(バン)南 〕 297×12×4 061





- (40) 「^(バン)南無大日如来 (318)×31×3 061
- (41) ×南無大日如来 (218)×33×4 061
- (42) 「^(バン)南無大日如来」 262×33×6 061
- (43) 「^(バン)南無大日如来」 280×25×4 061
- (44) ・「符籙」急々如律令」 184×24×3 051
- (45) ・「輕於汝等汝等皆党作仏故四衆之中×
・瞋恚心不淨惡口罵詈言は無智比丘× (152)×13×1 019
- (46) 「又諸^[易カ]受化^[易カ]× (92)×13×2 019
- (47) 「^[]住者有也 (92)×11×2 019
- (48) 「^[] (104)×41×3 019
- (49) 「(符籙) 急々如律令^[門住カ] 290×36×7 051
- (50) 「(符籙) 急々如律令^[]」 255×27×3 051
- (51) 「(符籙) 急々如律令」 256×28×4 051
- (52) 「^(バン)南無大日如来」 (符籙) 急々如律令 出所 240×25×4 051
- (53) ・「^(ア)南無大日如来」 急々如律令」 257×29×4 051
- (54) 「(符籙) 急々如律令^[]」 158×26×4 051
- (55) ・「^[] (符籙) 急々如律令」 184×24×3 051
- (56) 「(人面相) ☆^[] (181)×30×6 019
- (57) 「^(バン)南無大日如来」 282×27×2 061
- (58) 「^(バン)南無大日如来」 311×29×3 061
- (59) 「^(バン)南無大日如来」 284×26×3 061
- (60) ・「^[] 262×25×5 061
- (61) 「^[] 313×29×3 061
- (62) 「^[] 307×35×4 061

(63)



274×10×1 061

(64)



(22)×(178)×5 081

(65)



(112)×(8)×1 081

(66)



363×44×3 061

一括出土した(1)～(11)の中でも(2)(3)は裏面どうしが密着し、(4)(9)も年輪幅が一致するので、各々同一の材から作成したものである。(1)だけは他の一〇点を代表するようにやや大きく、そうした形状の特徴を考慮しつつ他の一〇点の記載内容に従って、多宝塔の絵の記載されている方を裏とした。多宝塔内の割書は『妙法蓮華經』方便品第二である。また、他の一〇点と「南無十王」の対応は容易に推測され、十王思想を示している。『地藏十王經』などの經典や十王図によって、これまで鎌倉時代に定着したとされる十王思想と地藏菩薩の信仰を木簡で提示した初めての資料と思われる。(11)は「南」の下に非常に小さく「无」が記されている。最初に書き誤って「南

阿」と書いてしまい「无」を追記したが、改めて表に書き直したものである。他に(1)を除く一〇点は「陀」を「他」と記し、(7)だけは「无」を「無」と書いている。

(12)～(43)も塔婆類であるが、(14)～(19)の六点は(1)～(11)の一点から約1m離れて一括して出土した。他に、「大日如来」を記した木簡の中には同筆関係が認められるものがある。(42)と(43)は梵字・「大日」などから同筆と見なされる。(40)と(41)、(29)と(36)も「南」もしくは「大」の近似性から同筆の可能性が高い。こうした同筆関係から、二点もしくは四点以上で使用されたと思われる、木簡を記した人物も二人以上の複数であったことを示している。

年紀のある(29)、(31)～(37)、及び(66)は、木簡の上端部を墨彩する。墨彩の長さは(32)の四cmから(35)の一二cm以上である。塔婆の頭部を墨彩する例はすでにくつか報告されているが、それらはすべて上端部の二～三cm程度を塗るのに対して、本木簡群は非常に長く墨彩されているのが特徴である。これほど長く墨彩する理由など詳細については未だ不明である。(31)～(35)、(66)は墨彩のみで文字は記されていないが、墨痕のある資料として一括性が高いので合わせて掲げる。

(45)(46)は柿経である。(45)は既に『妙法蓮華經』經常不經菩薩品第二十と報告したが、(46)には従地踊出品第十五が記されている。(47)も經典の一文のように考えられるが、具体的な典籍名は判明していない。いずれも完存せず自然に折れたと思われるが、特に(47)だけは刃物で

下端部を切断したことが明らかである。(26) (28)は梵字を重ねて記す木簡で、同様の類例は群馬県世良田諏訪下遺跡などでみられる(本誌第一五号)。なお、(29) (37) (46)は墨痕部分の一部が、風化の遅れのため一段高くなり、浮き出た状態を明瞭に読み取ることができる。使用後、一定期間そのままの状態で放置されて風雨に晒されていた状況が推測される。

(44)と(49) (56)の九点は呪符である。(44)の符録は、水野正好氏によれば『修験深秘行法符咒集』や『深秘集』で「疱瘡呪」の符とされているものに類似する。鎌倉市小町一丁目一〇七番地遺跡出土の同様のもの(本誌第一〇号)と比較すると、(44)では符録の最後に「子」が余計に記されているのが特徴である。(49)は右側面の下端部に転用前の穿孔の痕跡を残す。(53)の裏面は長野県石川条里遺跡出土の呪符(本誌第一四号)と同様に方角を記したものと思われる。(55)は墨痕を切るように上端部に穿孔があり、下端は斜めに刃物によって落とされている。縦にも三分割されているが、こちらは人為的なものではない。(56)は呪句のような文字は記されていないが、上端部に人面のように目が記され、中央付近には五芒星が見出せたので、呪符とした。その他、判読できなかったものも少なくないが、(60) (61)は梵字五文字が記され光明真言の可能性もある。(62)も縦に割れているが、人為的なものとは確認できなかった。一方、(64) (65)は仮名を記し、(65)は横書きになっている。但し、両者とも文意をして判読したもので

はなく、墨痕から相当する仮名文字を推定したに過ぎない。

これらの木簡には柿経や梵字が見られることから、記したのは僧侶に類する宗教者であり、複数の同筆関係から何人かによるものであることも間違いない。ただ、宗派などの具体的な様相は未だ判明していない。(1)の多宝塔塔婆などの木簡から本遺跡の性格を考えると、葬送に関わる可能性が指摘される。中世の葬送は夜間に行なわれるが、同伴遺物の中に行燈状の灯明具があることが注目される。他に頭部墨彩の長さからも塔婆類が手厚い葬送の様相を示していると思われる、これらが用いられた状況として、厚遇された葬送や追善供養の様子が推測される。勝田至氏が指摘するように中世の葬送は身内だけで行なうもので、近隣村落の民衆が行なったのであろう。近隣に城館が見られず、出土遺物でも石塔類が全くないことを考慮すると、一ノ谷遺跡のような集団墓とすることも難しい。骨に火葬痕跡が全くないことから、勝田氏の指摘する遺棄・風葬する場であったと考えられよう。但し、注目しておきたいのは、六歳という幼児の頭頂骨が出土し、(44)のような病魔に関する木簡があつて病死者も推察される点を重視すると、単なる葬送地ではなく、幼児や病死者など往生できず、中世では異常死とされた人々の葬送地の可能性も考えられる。また、本遺跡の立地を重視すると「河原者」と呼ばれた非人Ⅱ被差別民が存在した可能性も考慮される。このように塔婆類は鎌倉末期の地方村落における葬制を示している。

従来、中世の葬送研究は、石塔に代表される身分層を対象とし、しかも京都や鎌倉といった都市が中心であった。それに対して、本木簡群は地方村落におけるものであることは確実であり、さらには身分層や、文献史料に見出しがたい往生以外の葬送形態を示す可能性も含む。『弘法大師行状絵巻』第二八紙に近い実情と推測され、その重要性が見出される。

なお、木簡の釈読とその解釈にあたっては、新潟大学の矢田俊文氏他の新潟県内の中世史研究者の方々、(財)元興寺文化財研究所の狭川真一氏のご教示を得た。

9 関係文献

新潟県教育委員会・(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団『一般国道8号白根バイパス関係発掘調査報告書 浦廻遺跡』(二〇〇三年)

(田中一穂)

新潟・草野遺跡

- 1 所在地 新潟県北蒲原郡中条町赤川
- 2 調査期間 二〇〇二年(平14) 六月
- 3 発掘機関 中条町教育委員会
- 4 調査担当者 水澤幸一
- 5 遺跡の種類 官衙跡・自然流路
- 6 遺跡の年代 奈良時代末期～平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(中条)

調査地は現在平野に立地するが、河川蛇行部の葦原の微高地に築かれた遺跡である。今回の調査は県営圃場整備事業に伴う水路部分の調査で、幅3m長さ77m、面積は二三一㎡である。調査の結果、川跡、柱穴・溝などを検出したが、建物の規模などは不明である。木簡は全て川跡から出土した。上流にあたる東側の川から「九九」木簡(1)が出土したほかは、いずれも下